

角田市監査委員告示第3号

令和7年3月19日付け角田市監査委員告示第2号で公表した定期監査の結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により角田市長から措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和7年6月2日

角田市監査委員 佐藤 良 浩

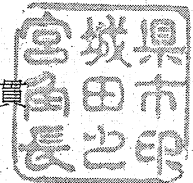
角田市監査委員 星 隆 悦



角 総 第 5 1 号
令和7年5月23日

角田市監査委員 佐 藤 良 浩 殿
角田市監査委員 星 隆 悦 殿

角田市長 黒須 眞



令和6年度定期監査時指摘事項等の措置状況について（通知）
令和7年3月19日付け角監第59号で報告のあった定期監査の結果について、下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

監査指摘事項等	指摘事項等の改善検討の方策及び措置状況
○不適切な随意契約について 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）に定める要件に該当しないにもかかわらず随意契約を行っていた。契約の締結に当たっては、関係法令等に則り、適正に処理する必要がある。	再発防止のため、部課長等に対し、指摘事項について、所属職員へ周知徹底するとともに、起案及び決裁の都度、随意契約における法令の根拠条項に該当するか確認・点検するよう、副市長名で通知した。 また、指摘事項の該当課においては、打合せ等を行い、再発防止に向け、関係法令の確認や手続きを適正に行うよう周知徹底を図った。

【担当】 総務課 森（内線 1012）